

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 神戸市 | 西区神出町東地区 | 令和3年9月30日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|---|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 51.94 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 51.84 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 32.46 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 14.74 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 1.45 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 9.24 ha |
| (備考) 令和2年3月の「農地の利用等に関する状況調査」の結果に基づく地図では、貸出意向の有る農家が非常に少なかった。そのため、8月22日に農会臨時総会を開き、後継者が未定かつ耕作者が高齢なため、5～10年後に耕作を続けられない農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、東営農組合を広域法人化する(農)神出アグリに農地を集約する方針を決議した。 貸出意向のある農地の掘り起こしを東農会で再度、令和2年11月ごろに行う同意を得て、11月21・22日に地域内の農地所有者84名中65名(地区内の耕作面積の約80%)に貸出意向の再確認を行った。 | |

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>東地区の農地の構成は、15a未満の農地が全体の筆数で約62%、面積で約36%、15a以上が筆数で38%、面積で約64%となっている。</p> <p>これまでは、地区内の集落営農組織が主に水稻生産により、農地の保全を担ってきた。集落営農組織が(農)神出アグリとして法人化したことに伴い、農地の貸付けの意向調査をしたところ、15a以上の農地を約25haリストアップできた。今後は、現状の2倍近い経営面積を担っていくための人材・運営管理等が必要となってくる。</p> <p>15a未満の小規模農地の貸出意向のある農地は約13haリストアップできたが、地形等の問題から基盤整備に向かない農地も多く、この小規模農地も農業者の高齢化・後継者不足が進み、担い手が不足している。すでに耕作していない農地も増加しており、今後は耕作放棄地の増加が懸念される。</p> |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

比較的大きな農地は地区内の集落営農組織1経営体（広域法人）を中心経営体に位置付け、大型機械による水稻生産を経営の中心として、地域の農地集積・集約を進め、経営を強化していく。

また、入作を希望する認定農業者及び認定新規就農者の受け入れを地区全体で促進し、比較的小さな農地の担い手の拡大を図っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|-----|-----------------|------|----------|--------------|----------|-------------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む 範囲 |
| 認農法 | 認定農業者（集落営農・法人）A | 水稻 | 15.76 ha | 水稻 | 25.00 ha | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | 1人 | | 15.76 ha | | 25.00 ha | |

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

今後、貸付け等の意向が確認された農地は、275筆、約37.5haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

15a以上の農地（その周辺の15a未満の農地を含める）を重点対象農地にし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の貸借は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を活用する。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、貸付意向のある15a以上の農地が多く集団化（その周辺の小規模農地を含め）している、東部エリア（イケノカミ・イケノサワ・ヒガシアラウチ・アラウチ）、南部エリア（カリヤダニ・ミナミアラウチ・ミナミカリヤダニ）、中央エリア（コシマエ・イケノシリ・ヤマノクチ・フタマタ・ドウノモト・サイノカミ・ミズタ）などは農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に向けた取組みを行う。

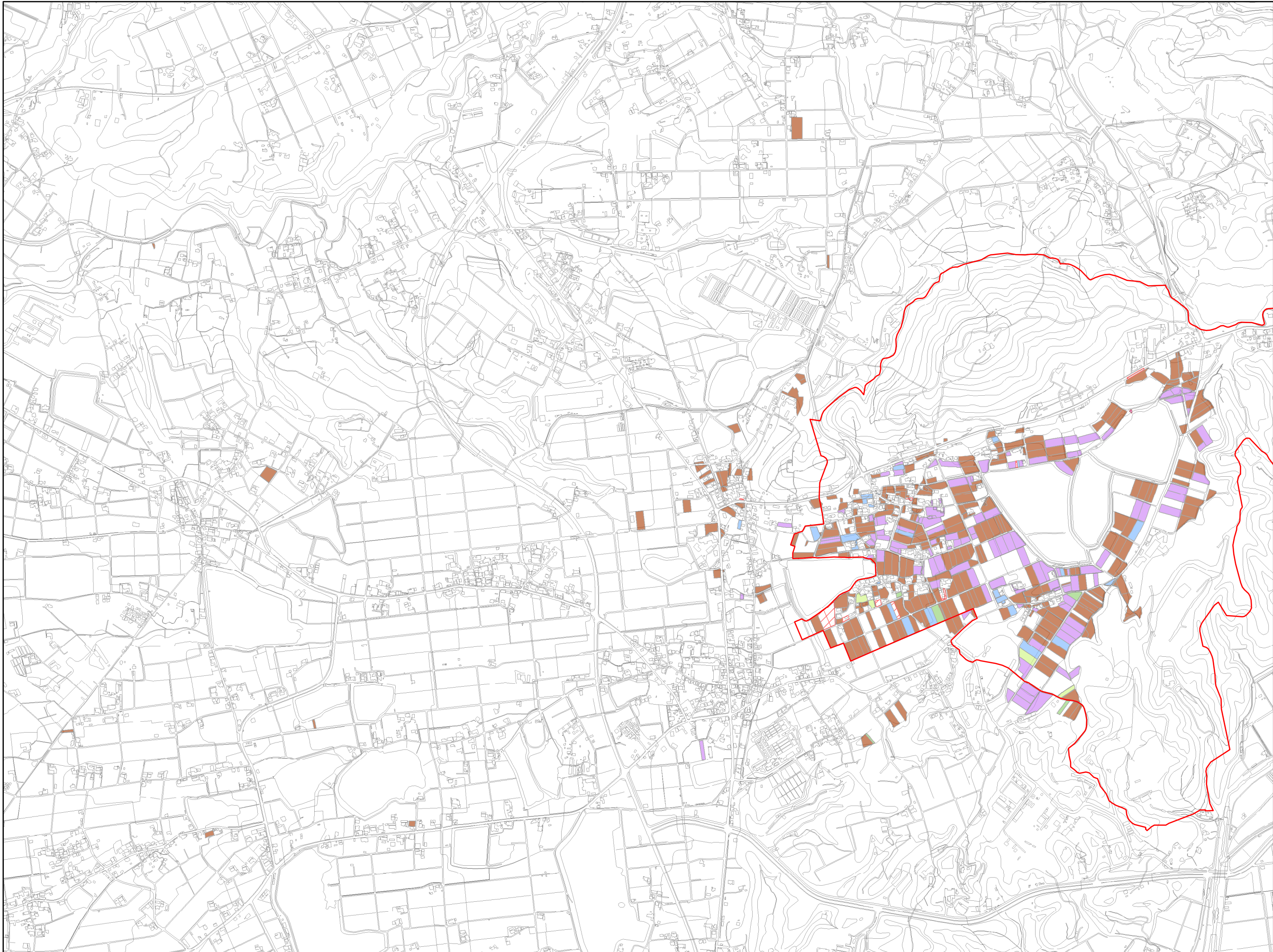
小規模農地の耕作放棄地化防止と新規就農者の受け入れ方針

認定新規就農者の受け入れの促進を図る活動を地区の農会・水利等農業関連組織が行い、長期間耕作していない農地や小規模農地を担ってもらう。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の計画的な集落内点検（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹、有害鳥獣の目撃及び被害発生場所等の確認）の実施を行い、マップづくりや捕獲体制の構築等の対策に取り組む。

人・農地プラン【東】



凡例

農業集落界

企業

所有者_年齢別

年齢設定なし

10歳代

20歳代

30歳代

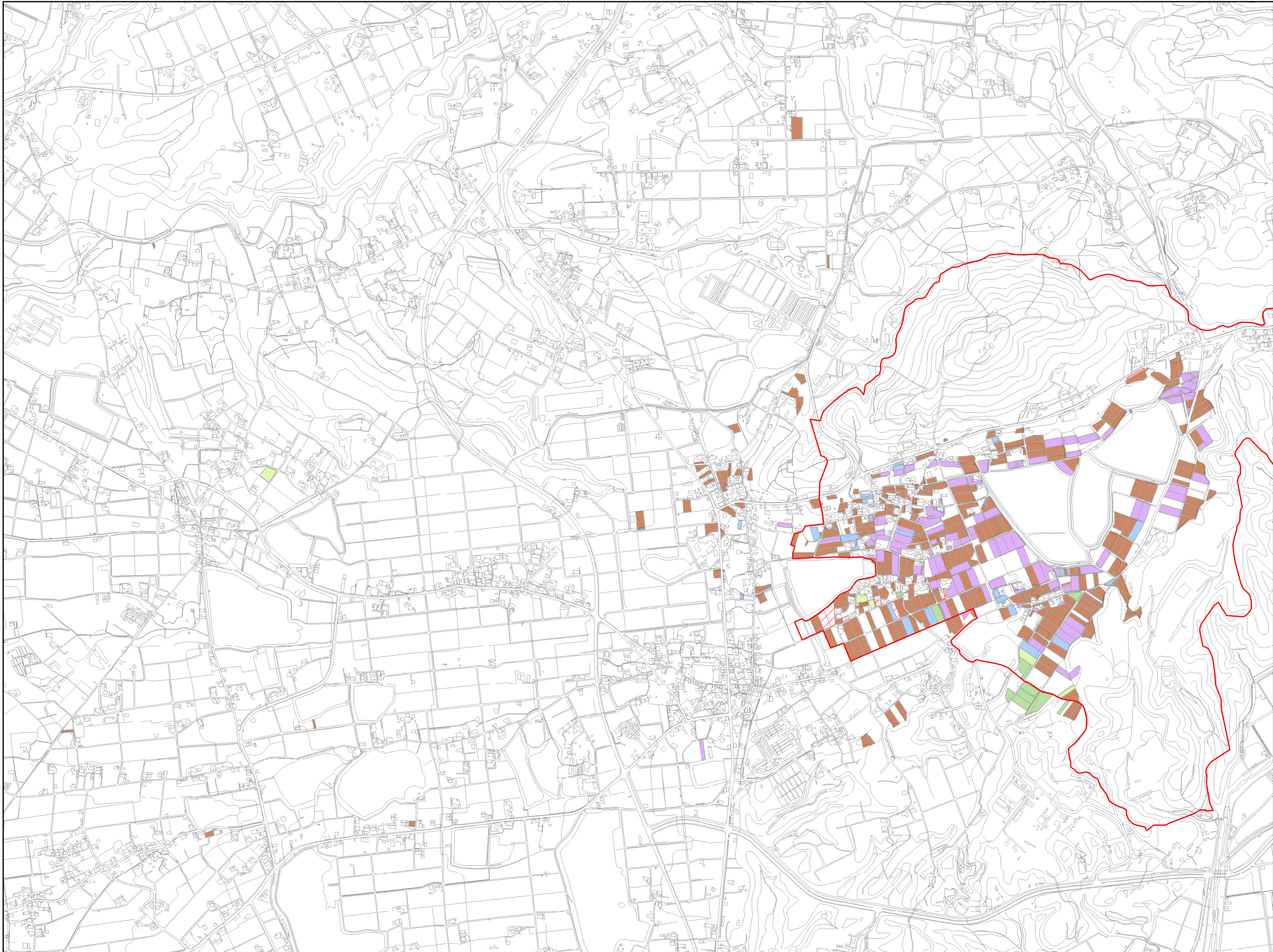
40歳代

50歳代

60歳代

70歳以上

人・農地プラン【東】



凡例

農業集落界

企業

耕作者_年齢別

年齢設定なし

10歳代

20歳代

30歳代

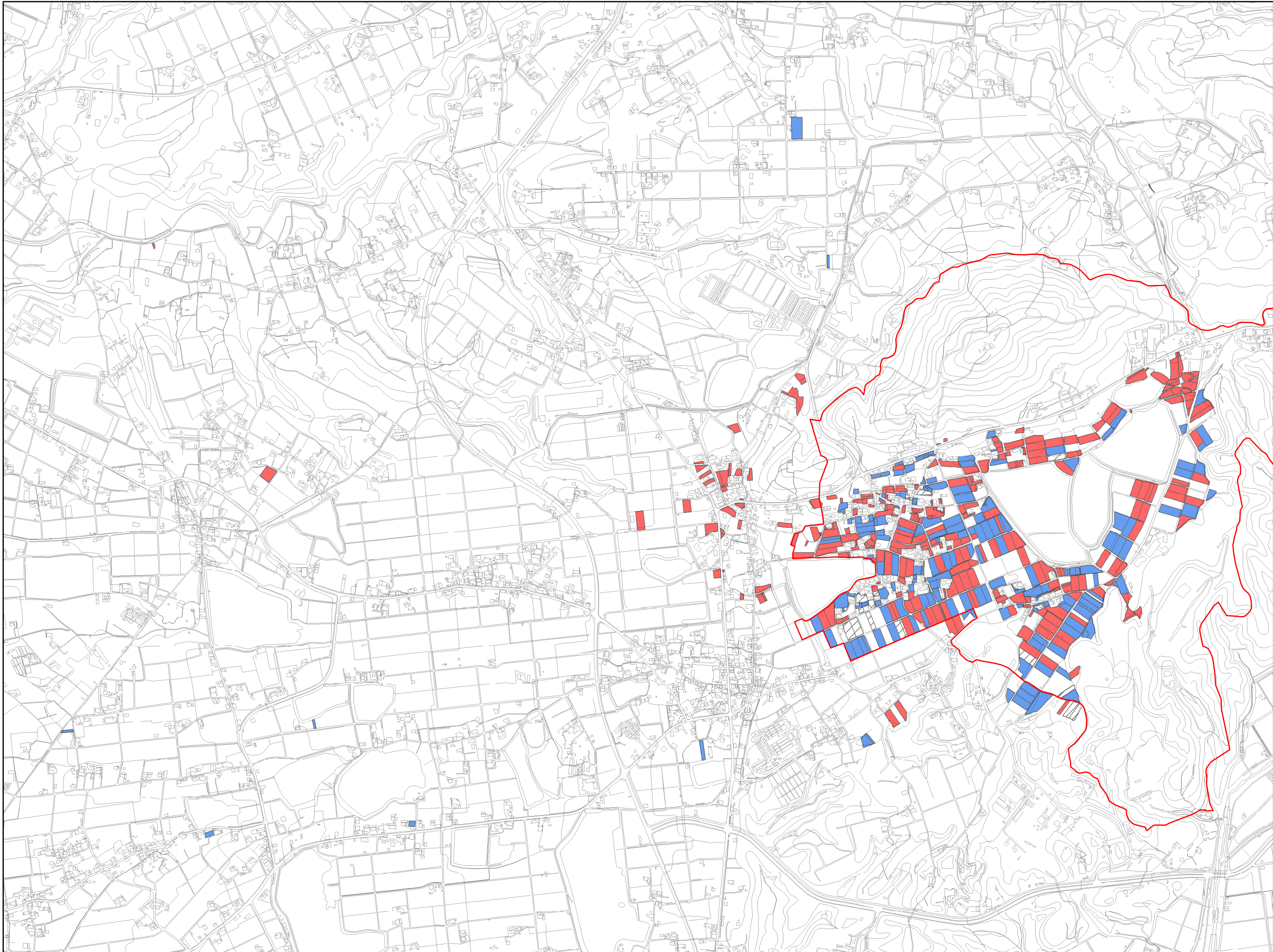
40歳代

50歳代


60歳代

70歳以上

人・農地プラン【東】

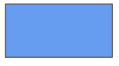


凡例

 農業集落界

後継者の有無

 下記以外

 有

 無